

ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2023年8月

(本号は2023年7月31日までの情報に基づきます)

What's New & Update (2023/4~2023/7)

日付	主体	内容
2023年4月6日	SSBJ	サステナビリティ基準委員会を開催(4/25、5/18、6/1、14、28、7/20にも開催)【→p.4記事】
2023年4月19日	IFRS財団	国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)がボード会議を開催(5/18、7/27にも開催)【→p.4記事】
2023年4月24日	IAASB	「国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000」の公開草案の公表を前倒しすることを発表(当初の2023年10月の公表予定を2023年8月の公表へ前倒し)
2023年5月4日	IFRS財団	情報要請「アジェンダの優先順位に関する協議」を公表【→p.4記事】
2023年5月11日	IFRS財団	公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」を公表【→p.4記事】
2023年5月16日	経済産業省	非財務情報の開示指針研究会「サステナビリティ関連データの効率的収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ」を開催(5/25、7/6にも開催) 7月18日には当該ワーキング・グループによる「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書(中間整理)」を公表
2023年5月30日	IFAC	温室効果ガス(GHG)報告のためのガイダンスである「GHG報告強化のための8つのステップ:会計・財務専門家のためのロードマップ」および「会計士のためのGHG報告の要素」を公表
2023年6月9日	EU	欧州委員会(EC)が欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)草案の変更案を公表【→p.4記事】
2023年6月26日	IFRS財団	ISSBが最初のグローバルなサステナビリティ開示基準である「IFRS S1号」および「IFRS S2号」を公表【→p.2、3記事】
2023年7月21日	FASF	サステナビリティ基準諮問会議を開催
2023年7月31日	EU	欧州委員会(EC)が欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)第1弾を採択【→p.4記事】

1. IFRS S1号およびIFRS S2号の公表 (1/2)

- ・国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、最初のサステナビリティ開示基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」を公表しました。サステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバルベースラインとなることが期待されています。
- ・日本国内においては、IFRS S1号およびIFRS S2号をもとにした日本版のサステナビリティ開示基準が開発されており、将来的には有価証券報告書への取り込みも検討されています。

IFRS S1号およびIFRS S2号の公表

ISSBは2023年6月26日、最初のIFRSサステナビリティ開示基準であるIFRS S1号およびIFRS S2号 (以下、本基準) を公表しました。

本基準は、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する、投資の意思決定に有用な情報を求める資本市場の要請を受け、2022年3月31日の公開草案公表から1年3カ月という非常に短い期間で最終化されました。

本基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。本基準への準拠を表明するには、S1号およびS2号の両方を適用する必要があります (ただし、適用初年度は経過措置あり)。

ISSBは本基準をサステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバルベースラインと位置付けており、各法域は要件を追加して適用を義務化することができます。

IFRS S1号およびIFRS S2号の構成

本基準は、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する全般的な開示要求であるS1号と、気候関連のテーマに特化した開示要求であるS2号から構成されます。また、要求事項とは別の補助的な文書として、ガイダンスと結論の根拠が提供されています。

(図表1) S1号およびS2号の構成

【S1号】サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項	【S2号】気候関連開示
・ 全86項目 : 企業のバリューチェーン全体にわたるサステナビリティ関連のリスクと機会に関する重要な情報の開示要求を規定 ・ 付録A~E : 用語の定義、情報の質的特徴などを規定	・ 全37項目 : 気候関連のリスクと機会に関する情報の開示要求を規定 ・ 付録A~C : 用語の定義などを規定
・ ガイダンス : 例示的ガイダンス、設例	・ ガイダンス : 例示的ガイダンス、設例、産業別ガイダンス (68業種)
・ 結論の根拠 : 結論に至るまでの過程など	・ 結論の根拠 : 結論に至るまでの過程など

適用初年度における経過措置

本基準では、企業の開示負担を軽減するため、初年度における経過措置として、図表2にある要求事項を免除しています。

(図表2) 初年度における経過措置として免除される要求事項

- ・ 気候関連以外のサステナビリティ関連のリスクと機会の報告
- ・ サステナビリティ関連財務開示と財務関連開示との同時報告
- ・ スコープ3のGHG排出の開示
- ・ 「温室効果ガスプロトコル: 企業算定及び報告基準」を使用した温室効果ガス排出の測定 (特定の条件を満たした場合のみ)
- ・ 比較情報の開示

出典: IFRS S1号およびIFRS S2号をもとにPwC作成

本基準導入に向けた支援活動

ISSBは本基準の導入に向け、各法域および企業との協働を進めるとしています。最初のステップとして、本基準を適用する企業を支援するための移行支援グループを設立し、また効果的な基準適用を支援するためのキャパシティビルディング (基準適用のための態勢構築) に着手しています。

また、本基準が他の報告基準と組み合わせる場合に効率的・効果的な報告を支援するため、グローバルベースラインを超えた追加的な情報開示を要請する法域やグローバル・レポートング・イニシアティブ (GRI) と引き続き協力する予定です。

日本における本基準の扱い

現在、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が本基準をもとに日本版のS1基準およびS2基準の開発を行っています。金融庁は今後、SSBJが開発する開示基準を日本のサステナビリティ開示基準として設定し、有価証券報告書に取り込むことを検討するとしています。

1. IFRS S1号およびIFRS S2号の公表 (2/2)

- IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報を開示するための全般的な要求事項を定めています。またIFRS S2号は、気候関連のリスクと機会に関する情報を開示するための要求事項を定めています。
- IFRS S1号およびIFRS S2号はともに気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言を基礎とした開示要求となっています。

IFRS S1号: 全般的な要求事項

S1号は、主要な利用者が企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用なサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報を開示するための全般的な要求事項を定めています。

S1号は、TCFD提言の4つの柱に基づいた「コア・コンテンツ」を中心に、開示情報の有用性を確保するための「概念的基礎」「全般的な要求事項」「判断・不確実性・誤謬」などで構成されています。S1号における主な開示要求事項は図表3のとおりです。

(図表3) IFRS S1号における主な要求事項

(図表3) IFRS S1号における主な要求事項		
コア・コンテンツ	ガバナンス	サステナビリティ関連のリスクと機会をモニタリング・管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制、手続
	戦略	サステナビリティ関連のリスクと機会を管理するための戦略
	リスク管理	サステナビリティ関連のリスクと機会を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス
	指標と目標	サステナビリティ関連のリスクと機会に関するパフォーマンス
概念的基礎	適正な表示	・比較可能・検証可能・適時・理解可能な情報の開示 ・本基準の準拠のみで不十分な場合、追加的な開示
	重要性	サステナビリティ関連のリスクと機会のうち、主要な利用者にとって重要な情報の開示
	報告企業	財務諸表と同じ報告企業での報告
	つながりのある情報	サステナビリティ関連のリスクと機会の情報と財務諸表の情報との関連が分かるような開示
全般的な要求事項	ガイダンスの情報源	サステナビリティ関連のリスクと機会の識別・開示する際の他基準の参照と適用可能性の検討(参照する基準によっては任意)
	開示の場所	一般目的財務報告の一部として開示
	報告時期	財務諸表と同時に、同じ報告期間での報告
	比較情報	報告期間に開示された全ての金額の比較情報の開示
	準拠表明	IFRSサステナビリティ開示基準の全ての要求事項に準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠を表明
判断・不確実性・誤謬	判断	開示情報に最も重要な影響を与えている判断
	不確実性	開示で報告される金額に影響を与える最も重要な不確実性
	誤謬	過年度の重要な誤謬の訂正

IFRS S2号: 気候関連開示

S2号は、S1号における要求事項を基礎としたテーマ別の基準であり、企業が気候関連のリスクと機会に関する情報を開示するための要求事項を定めています。

S2号は、S1号と同様に「コア・コンテンツ」を中心に構成され、産業横断および産業固有の気候関連のリスクと機会に関する情報の開示を要求しています。S2号における主な開示要求事項は図表4のとおりです。

(図表4) IFRS S2号における主な要求事項

(図表4) IFRS S2号における主な要求事項	
ガバナンス	気候関連のリスクと機会をモニタリング・管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制、手続 <ul style="list-style-type: none"> 監督する組織・個人 経営者の役割
戦略	気候関連のリスクと機会を管理するための企業の戦略 <ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスクと機会 戦略と意思決定 現在および予想される財務的な影響 気候レジリエンス <ul style="list-style-type: none"> シナリオ分析の評価結果やシナリオ分析方法など
リスク管理	気候関連のリスクと機会を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス
指標と目標	気候関連のリスクと機会に関する企業のパフォーマンス <ul style="list-style-type: none"> 以下①～⑦に関連する、産業横断的指標カテゴリー <ul style="list-style-type: none"> ①温室効果ガス排出(スコープ1～3) ②移行リスク ③物理的リスク ④気候関連の機会 ⑤資本投下 ⑥内部炭素価格 ⑦報酬 産業別の指標 気候関連の目標

2. サステナビリティ開示基準の設定に関する動向

- ・国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、今後2年間のアジェンダの優先度に関する情報要請およびSASBスタンダード(*)の国際的な適用可能性を向上させるための方法論に関する公開草案を公表しました。
- ・欧州委員会 (EC) は、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 第1弾を採択しました。2024年1月1日以後、企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 対象企業に順次適用される予定です。

国際的な動向

ISSBは、以下2件の情報要請および公開草案に対する意見募集を行いました。

【アジェンダの優先度に関する情報要請】

2023年5月4日、2024年に開始する2年間にISSBが取り組むべきアジェンダの優先度に関する情報要請(以下、当RFI)を公表しました。当RFIでは、ISSBの今後の活動として、新たな基準開発プロジェクトやIFRS S1号およびIFRS S2号のグローバルベースラインを強化するための作業などを挙げたうえで、以下の事項に関して意見を募集しています。

- ・ ISSBの今後の活動の優先順位
- ・ 新たなプロジェクトを作業計画に追加する際の評価規準
- ・ 4つのプロジェクト案(①生物多様性、生態系および生態系サービス、②人的資本、③人権、④報告における統合)の優先順位およびプロジェクトの進め方
- ・ 4つのプロジェクト案の個別論点に対するフィードバック

ISSBは2023年9月1日までコメントを受け付け、それらの内容を検討のうえ、2024年第1四半期までに今後2年間の作業計画を要約したフィードバックステートメントを公表する予定です。

【SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論に関する公開草案】

2023年5月11日、ISSBはSASBスタンダードを修正する際の方法論に関する公開草案を公表しました。これはSASBスタンダードの一部が特定法域の規制に依拠していることから、国際的な適用可能性を向上させることを目的とした取り組みです。

意見募集は8月9日に終了しており、今後は当該方法論をもとに、2023年中にSASBスタンダードを改訂していく予定です。

国内の動き

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) は、ISSBによるIFRS S1号およびIFRS S2号(以下、ISSB基準)と整合性のある、日本版のS1基準およびS2基準(以下、日本基準)の開発を進めています。

ISSB基準が2023年6月に最終化されたことを受け、日本基準の開発に向けた議論が本格的に進んでいくと見込まれます。

SSBJは、日本基準の公開草案を2024年3月末、確定基準を2025年3月末までに公表する予定です。

米国の動き

米国SECは、2023年秋に気候関連開示規則を最終化する予定ですが、適用開始時期は未定です。

欧州の動き

2023年7月31日、ECはESRS第1弾として、サステナビリティ事項(環境、社会、ガバナンス)全般を対象とする12の基準を採択しました。これらの基準は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が2022年11月にECに提出した草案に対し、ECが報告の負担軽減等を目的とした変更を加えて2023年6月に公表した「最終間近(Near final)の草案を、意見募集を経て最終化したものです。

ESRS第1弾は、2024年1月1日以後、CSRD対象企業に順次適用される予定です。

EC、EFRAG、ISSBは、ESRSおよびISSB基準の気候関連の開示要求に関する相互運用可能性を改善する作業を共同で行ってきました。ISSBは、この作業は非常に高い整合性をもたらし、またISSB基準とESRSの両方を適用しようとする企業にとっての複雑性および重複を低減させることにつながったとしています。

(*) SASB(サステナビリティ会計基準審議会)により公表された11セクター・77産業に関する産業別開示基準のこと。SASBがIFRS財団に統合されたことにより、現在、ISSBが当該基準の維持・向上の責任を負っている。

その他刊行物と ESG 10 minutes 過去号の紹介

2022年12月期有価証券報告書におけるTCFD提言および人的資本に関する開示状況の分析、AIと人権リスクに関する論考についてのご紹介

2022年12月期有価証券報告書におけるTCFD提言および人的資本に関する開示状況の分析

2023年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、2023年3月期に係る有価証券報告書において、サステナビリティ全般および人的資本・多様性などに関する開示の拡充が図られました。これを受け、2022年12月期の有価証券報告書にて気候関連および人的資本の開示を行っている企業に対して、その開示状況の分析・調査を行いました。

詳細は以下にて掲載中

- TCFD提言に関する開示状況の分析(2022年12月期有価証券報告書)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/tcfd-analysis05.html>
- 人的資本に関する開示状況の分析(2022年12月期有価証券報告書)
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/human-capital-analysis01.html>

注目が高まるAIと人権リスク

AIによる人権への負の影響は、ここ数年で注目が高まっている新たな人権リスクであり、人権マネジメントに際しAIのリスクを取り扱うことが要求されるのも、そう遠くない未来だと考えられます。かかる状況を踏まえ、AIと人権を取り巻く環境を整理しつつ、人権マネジメント担当者が取り組むべき論点について検討しました。

詳細は以下にて掲載中

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/ai-and-human-rights-risks.html>

本稿と合わせて、ESG 10 minutes のバックナンバーもぜひご一読ください。

ESG 10 minutes Vol. 7(2023/4)のトピック

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の公表
- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・EUサステナビリティ情報開示に関する規制動向

ESG 10 minutes Vol. 6(2023/1)のトピック

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表
- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向

ESG 10 minutes Vol. 5(2022/10)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・内閣官房「人的資本可視化指針」の概要
- ・人的資本情報開示の海外動向

ESG 10 minutes Vol. 4(2022/7)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について
- ・欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の解説

ESG 10 minutes Vol. 3(2022/4)のトピック

- ・サステナビリティ開示基準設定に関する動向
- ・「非財務情報の開示指針研究会」の動向
- ・生物多様性や自然資本に関する動向
- ・TNFDの自然関連リスク管理フレームワークの紹介

詳細は以下にて掲載中

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/esg-10minutes.html>

Fact Sheet

PwC*1は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。



主な提供サービス

- ・ 監査およびアシュアランス
- ・ コンサルティング
- ・ ディールアドバイザリー
- ・ フォレンジック
- ・ 税務
- ・ 法務



People

327,947人

アシュアランス	121,746人
アドバイザリー	105,960人
税務&法務	52,251人
プラクティス・サポート・スタッフ	47,990人

2022年6月30日時点



Revenues

503億米ドル (2022年6月30日時点)

サービスライン別 総収益 (単位: 百万米ドル)

	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
アシュアランス	18,009	17,073	5.5%	7.6%
アドバイザリー	20,708	17,029	21.6%	23.5%
税務および法務	11,577	11,040	4.9%	6.8%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%

地域別 総収益 (単位: 百万米ドル)

	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
米州	21,336	18,309	16.5%	16.3%
アジア太平洋	9,862	8,862	11.3%	14.0%
欧州・中東・アフリカ	19,096	17,971	6.3%	10.0%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%

恒常為替レートの増減率(%)は、米ドル建ての為替レートの影響を除外した現地通貨建てでの数値です。2022年度の収益は、PwC全ファームの合計収益で、2022年度の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。2021年度合計収益は、2021年度の為替レートの平均で表示しています。総収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。2021年度の数値は、2022年度のオペレーションの最新事業構造を反映して更新しています。地域間の収益は、合計値に含まれていません。

*1 PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

PwCのメンバーファームが
サービスを提供した先は、

191,000社+

Fortune Global 500社中
84%



Locations

152カ国



本 ESG 10 minutes へのお問い合わせ は、PwC あらた有限責任監査法人 サステナビリティ企画管理グループ までお問い合わせください。
Email : jp_aarata_esg-mbx@pwc.com